◎開会の宣告 (午前9時59分)

○議長(大塚純一郎君) おはようございます。

酒井右一君より、欠席の届出がありました。

定足数に達しましたので、ただ今から、令和2年只見町議会4月第2回会議を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長(大塚純一郎君) 直ちに本日の会議を開きます。



◎会議録署名議員の指名

○議長(大塚純一郎君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、1番、佐藤孝義君、 2番、酒井正吉郎君の両名を指名いたします。



◎町長の行政諸報告

○議長(大塚純一郎君) 日程第2、町長の行政諸報告を行います。

これを許可します。

町長。

〔町長 菅家三雄君 登壇〕

○町長(菅家三雄君) おはようございます。

令和2年4月第2回会議におきまして行政諸報告を申し上げます。

第1点目でございます。只見町指定有形文化財の指定についてでございます。

只見町文化財保護条例第4条第1項の規定に基づき、令和2年4月21日付で、只見町指

定有形文化財に以下の3点を指定いたしました。

(1) 龍泉寺聖教典籍文書類745点。(2) 木造虚空蔵菩薩坐像1躯。(3) 木造虚空蔵菩薩立像1躯。

以上でございます。

あと1点、大変申し訳ございませんが、口頭で報告をさせていただきたいと思います。今年の降雪が少なかったということで、その影響につきまして、従来、除雪の待機補償につきましては1月から2月を補償してございました。今年度につきましては降雪がないという中で、非常に委託を受けている業者さんのほうで苦労をされているということで、特例で3月も令和元年度予算の中で待機補償するということで対応させていただきました。それを報告させていただきます。尚、詳細につきましては、次の機会にご報告をさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長(大塚純一郎君) これで行政諸報告は終わりました。



◎請願・陳情付託

○議長(大塚純一郎君) 日程第3、請願・陳情付託に入ります。

本日までに受理した請願・陳情はお手元に配付しました請願・陳情文書表のとおりであります。

これを所管の常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) ご異議なしと認めます。

したがって、請願・陳情文書表のとおり付託することに決定しました。



◎議案第58号の上程、説明、質疑、採決

○議長(大塚純一郎君) 日程第4、議案第58号 只見町家計急変奨学一時金貸与条例を議

題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

教育次長。

- ○教育次長(馬場一義君) 説明の前に、資料の配付を許可願います。
- ○議長(大塚純一郎君) はい。資料の配付を許可いたします。

[資料配付]

- ○議長(大塚純一郎君) 教育次長。
- ○教育次長(馬場一義君) 議案第58号 只見町家計急変奨学一時金貸与条例につきまして ご説明申し上げます。

まずあの、今朝がた、一部、文言に誤りがありまして、差し替えをさせていただきました ことお詫びを申し上げます。

まず、この条例の目的でありますが、この条例は新型コロナウイルス感染症に関連した家庭状況の急変により就学継続困難になった只見町出身の生徒又は学生に対して家計急変奨学 一時金を貸与し、修学の継続に支障をきたさないよう支援することを目的とするということで、今般、条例のほうを制定をしたいという考えでございます。

貸与を受ける者の資格としましては、(1)としまして、既存の只見町奨学資金貸与条例において対象とする学校に在学している者。(2)として、下記のいずれかに該当する者。只見町に引き続き3年を超えて住所を有する者。イとして、在学校合格時只見町内に引き続き3年を超えて住所を有していた者であって、連帯保証人又は生計維持者が只見町内に住所を有する者となっております。第3条の貸与の額でありますが、一人につき100万円以内ということで上限100万円ということでございます。それから第7条の奨学資金の返還でありますが、一時金を受給する事由が消滅した月の6箇月後からその金額を月賦で8年以内に返還しなければならないといったようなことになってございます。裏にまいりまして、第3項として、奨学一時金は無利息とするといったような内容が概要でございます。

今ほどお配りをしました資料でありますが、こちらのほうに先ほどの目的、それから貸与金額といったところが書いてございまして、申し込みの受付は今般、議決をいただければ令和2年5月1日、明日から受付を開始したいと、そういうふうに考えております。

それから、配付資料の裏面でありますが、こちらは奨学一時金の施行規則の案でございます。条例で定めていない部分について、こちらのほうで規則を設けたいということで、こう

いったものを予定しております。第2条としまして、条例第3条に定める貸与額は10万円を単位とするということで、上限100万円で10万円単位といったような金額を貸与したいと、そういった内容でございます。届出、死亡届、そういった部分につきましては従来の奨学金と同様の内容となっております。

それから議案書のほうの様式1号・2号ということで、申請書、それから借用証書。そういった様式を添付させていただきました。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長(大塚純一郎君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番、鈴木好行君。

○11番(鈴木好行君) 2・3点お伺いします。

目的、第1条、新型コロナウイルス感染症に関連した家庭状況の急変ということで、こちらの資料のほうの目的にも同様の言葉が書いてありますけれども、この判断基準ですね、保護者の収入減、解雇による仕送り困難、アルバイト収入の減少等。これらのものを証明するものがないとだめなのか。また、どういった判断基準をもって、いくら、10万円単位といいますけども、いくら貸与するか。そこら辺のところはどうなっているのでしょうかということ。

それから、現在、学校閉鎖中で休学中でまだ自宅にいる子もいるかもしれません。そういった子供に対しては、じゃあ、アルバイト収入ない現状で、学校にも行けない状況で、どういうふうに、例えば、申請してきた場合にはどういうふうにするのか。

それとあと、それぞれ県知事会、それから国会でも問題になっていますけれども、9月始 業説。それは当町ではどのように捉えていらっしゃるのか。そういった点をお伺いします。

- ○議長(大塚純一郎君) 教育次長。
- ○教育次長(馬場一義君) 申請に基づいての、貸与するか・しないかの判断基準ということでありますけれども、こちらにつきましては、特段その、様々な書類を設けるということになりますと、なかなか早急に対応ができないというようなこともございますので、自己申告で対応をしてまいりたいということでございます。いずれにしましても、あくまでも貸与ということでありまして、実際の状況。それから返還能力。そういったところを勘案していた

だいて、ご自身の中でご判断いただくということになろうかと思います。

それから今、例えば大学が始まっていなくて、アルバイト収入も減っている。そして、自宅ないしはアパート等で過ごしているというようなことで、そういった方につきましても、当然、対象ということになりますので、町のホームページ。それからおしらせばん。そういったものを通じまして、ご案内をして、そういった方に情報提供をしてまいりたいと思っております。

それから、始業時期のお話でございますけども、国・県、県の知事会のほうで国に対して 要望したといったような状況があるわけでありますが、今の段階で只見町として4月がいい のか、9月がいいのかといったような方針が明確に出ているわけではありませんので、今後 の国ないしは県の検討の状況を見守ってまいりたいと、そのように考えております。

- ○議長(大塚純一郎君) 11番、鈴木好行君。
- ○11番(鈴木好行君) 貸与のほうの審査、自己申告ということでわかりました。是非ですね、虚偽の審査等をないような形で進めていってほしいと思います。

それから、9月始業の関連に関しましてはですね、やはり当町としても、どのようなメリットがあって、どのような不具合があるのかということを慎重に検討して、是非これは進めたほうが良いなというふうな結論になれば、県・国に対して積極的に働きかけをするとか、これは止めた方がいいなと思えば同様にするとか、そういうふうな形で、やっぱり当町として9月始業になったらどうなってしまうのか。どういうことが起こり得るのか。そういったことを想定して、今から対策だけはしっかりしていっていただきたいなと思います。もう一度答弁お願いします。

- ○議長(大塚純一郎君) 教育次長
- ○教育次長(馬場一義君) おっしゃるとおりだと思います。議論が始まったばかりというと ころでございますので、町のほうでも学校現場の意見。そういったものに耳を傾けながら、 意見を集約してまいりたいと思います。ちなみに、明日、臨時の校長会も予定しております ので、各学校長のご意見なども参考にして検討してまいりたいと思います。
- ○議長(大塚純一郎君) ほかにございませんか。 教育長。
- ○教育長(渡部早苗君) 9月始業の件なんですが、本当にあの、現在のこの状況の中で突然 出てきてしまいましたが、本当に学校の教育過程全体を変えていかなくてはいけないこと。

それから卒業とか就職を考えたときに、日本の社会全体が会計年度で動いているというところを考えますと、本当に現状のままが望ましいなというふうに、現場のほうではたぶん、全体的に考えていると思います。私もこれからいろんな状況を見ながらですが、現状が望ましいなというふうに考えております。町のほうでも町長等と相談しながら方向性を決めていきたいなというふうに思っております。

以上です。

- ○議長(大塚純一郎君) 1番、佐藤孝義君。
- ○1番(佐藤孝義君) 今回、教育委員会のほうで早急に対応していただきまして本当にありがとうございます。これについては御礼申し上げます。

ところでこの、今、奨学金をもらって実際いらっしゃる、大学・専門学校あろうと思うんですけども、大体、何名ぐらいいらっしゃるんでしょうか。あと高校からももらってらっしゃる、貸与されている方がどれぐらいいらっしゃるのか、わかればお聞かせ願いたいというふうに思います。

- ○議長(大塚純一郎君) 教育次長。
- ○教育次長(馬場一義君) 只見町の奨学資金貸与条例に基づく貸与を受けている者でありますけども、手元にちょっと、細かい資料がないんですが、全体で60名程度だったかと思っております。それから高校から貸与を受けている者につきましては10数名であったと記憶してございます。ちなみにあの、今、奨学資金を借りていない学生さんにつきましても、今般、家計が急変したということであれば、この一時金の対象になりますので、今現在借りている者には限定をしてございません。
- ○議長(大塚純一郎君) よろしいですか。1番、佐藤孝義君。
- ○1番(佐藤孝義君) ありがとうございました。

今借りてない人にも該当するというお言葉いただきました。そっちのほうにも対応してい ただければありがたいなというふうに思います。ありがとうございます。

- ○議長(大塚純一郎君) ほかにございませんか。 6番、矢沢明伸君。
- ○6番(矢沢明伸君) この奨学金、急変奨学一時金ということでありますが、従来の奨学生、 そのほかに保健師とか、医療技術者のほうの奨学金も貸与を受けている方がいらっしゃると

思うんですが、そのような方も対象なのかどうか。

あとそれから、この一時金の財源なんですが、そちらのほうはどちらのほうの会計というか、財源を使われるのか。その辺の、よろしくお願いします。

- ○議長(大塚純一郎君) 教育次長。
- ○教育次長(馬場一義君) 2点ご質問いただきました。

まず1点目の、保健師と、そういった専門職の奨学金をお借りになっていらっしゃる方に ついてでありますが、そういった方でありましても、今般提案をしましたこの条例の第2条 に該当するという方であれば対象になるということでございます。

それから、この財源でありますけども、奨学資金の会計がありまして、そちらのほうで通常の奨学資金の貸与、返還を行っておりますが、そちらのほうに財源がございますので、今般、補正をしなくとも間に合うであろうということで補正予算のほうは提案してございません。

- ○議長(大塚純一郎君) 6番、矢沢明伸君。
- ○6番(矢沢明伸君) 保健師等の関係については承知しました。

で、財源についてなんですが、現在、通常の奨学金の中での貸与されてる方、返還等もされている方あると思うんですが、財源不足にならないよう、今回、これがどのくらいの件数が予定されているか、ちょっとわかりませんが、このような状況が結構長く続くことも想定されます。国のほうでも今日の新聞に出ておりましたけども、大学の学費、前期納付分を猶予という話題が国立のほうで100パーセント、あと私立のほうで98パーセントというような、いろんな措置もされております。それで結構、長期間に亘る対応が必要と思いますので、財源不足にならないよう是非お願いしたいと思います。

- ○議長(大塚純一郎君) 教育次長。
- ○教育次長(馬場一義君) 今後の推移、状況、刻一刻と変化しておりますので、そういった 部分、財源の動向に充分注意を払いまして、万が一、不足しそうだといったような場合には 一般会計の補正予算を提案させていただいて、財源不足を解消させていただきたいと思って おりますので、よろしくお願いいたします。
- ○議長(大塚純一郎君) ほかにございませんか。11番、鈴木好行君。
- ○11番(鈴木好行君) 当町に来ている山村留学生。親元の事情、何らかのこういったコロ

ナ対策の事業で仕送り等ができなくて学業の存続が困難になった場合、そういった場合の救 済策等、何か考えございますでしょうか。

- ○議長(大塚純一郎君) 教育次長。
- ○教育次長(馬場一義君) 今現在、山村教育留学生につきまして、それについての対応策といったものはございませんが、そういったような保護者の方の声を聴きながら、今のところ、そういったご相談は受けておりませんけども、そういった議員ご指摘のようなことも考えられますので、今後検討してまいりたいと思います。
- ○議長(大塚純一郎君) ほかにございませんか。 9番、三瓶良一君。
- ○9番(三瓶良一君) 新聞報道によりますと、20パーセント程度の大学生が、このコロナウイルスが続けば、もう学校を辞めざるを得ないというような学生がいるというような報道があります。これ、いつ収束するか、ちょっとわからないわけですが、この長引いた場合、一時金で本当にこの学業を継続していけるのかどうか。その辺は100万円というふうに頭を打ちきっているわけでありますが、これはその辺の検討はどのようにされましたか。
- ○議長(大塚純一郎君) 教育次長。
- ○教育次長(馬場一義君) 大学のほうで、たしかに20パーセント程度、このままいくと退学せざるを得ないといったようなアンケートがあるというふうに伺っております。金額の上限でありますけども、当面必要な資金として、妥当な額として100万円程度がよろしいだろうというところと、貸与になりますので、そのまま返還のことも考えると、あまり負担が大きくなるような形も後々、御本人にとって苦しいものになるかと思いますので、そういったバランスを勘案しまして100万円というような判断をさせていただいております。今後どうなるのか、ちょっと見えませんが、大学独自で支援金を出そうとしている学校もあります。また、国のほうで言ってますけれども、授業料の納入の延期という話が出ていますが、今のところそれが決定したわけではありませんので、そういった動向を見据えていく必要があると思っております。で、町のこの一時金のほかに、例えば日本学生支援機構のほうでも、そういったような給付型の家計急変に対応するような奨学金も行われておりますので、万が一不足する際には、そういった団体の奨学金を活用していただくといったようなことも一つの手かと思っております。。
- ○議長(大塚純一郎君) 9番、三瓶良一君。

- ○9番(三瓶良一君) この制度、大変良いと思いますが、ただ、途中で、やっぱり退学せざるを得ないというようなことのないような、やっぱりあの、経過というものをちゃんと見ながら、進めて行ってもらいたいなと。そうでないと、せっかく一時金でその、結果的に退学せざるを得ないというような結果にならないような考え方を持っていただきたいというふうに思いますが、これ、どうですか。町長。
- ○議長(大塚純一郎君) 菅家町長。
- ○町長(菅家三雄君) 当面、今、新聞等、情報の中で出ている中で、只見町の子供達に対しての当面の措置を今回お願いをしています。これが、まだまだ続くとか、いろんな形が出てくれば、またあの、今、教育次長申し上げました、他の制度と併せながら、その辺については、またどういう策があるか検討はしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。
- ○議長(大塚純一郎君) よろしいですか。

ほかにございませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) ありません。

それでは、これで質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長(大塚純一郎君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第58号 只見町家計急変奨学一時金貸与条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎議案第59号の上程、説明、質疑、採決

○議長(大塚純一郎君) 日程第5、議案第59号 令和2年度只見町一般会計補正予算(第 1号)を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

- ○総務課長(新國元久君) ご説明の前に、資料の配付を許可いただきたいと思います。
- ○議長(大塚純一郎君) 資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

- ○議長(大塚純一郎君) 総務課長。
- ○総務課長(新國元久君) それでは、議案第59号 令和2年度只見町一般会計補正予算(第 1号)をご説明申し上げます。

令和2年度只見町の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正で第1条でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億2,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億9,800万円とする内容でございます。

ただ今、資料お配りを差し上げました。詳細な内容の説明に入ります前に概要をご説明させていただきたいと思います。

一つの資料でございますが、まず令和2年4月30日現在の只見町特別定額給付金の実施 についてということで、目的から次のページの最下段、担当部署までの記載がございます。 これは後程ご説明を差し上げます。

次に、右方に別添とあります、令和2年4月20日、総務省自治行政局からの今回の特別定額給付金(仮称)となってございますが、この事業案についての説明が記載してありますので説明をさせていただきます。今般の施策の目的でありますが、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策。これは令和2年4月20日に閣議決定となってございます。これにおきまして新型インフルエンザ等対策特別措置法の緊急事態宣言の下、生活の維持に必要な場合を除き、外出を自粛し、人と人との接触を最大限削減する必要がある。医療現場をはじめとして全国各地のあらゆる現場で取り組んでおられる方々への敬意と感謝の気持ちを持ち、人々

が連帯して、一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならない。というふうに示されまして、このために感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速且つ的確に家計への支援を行うということが今回の国の施策の目的でございます。

2としまして、事業の実施主体と経費負担であります。実施主体は市区町村。ここでいいますと只見町ということになります。費用に関しましては国が補助10分の10を行うということでありますが、今現在、国会で審議中でございます。併せまして、実施に要した事務経費。これあの、交付決定前に執行した経費であっても、この対策を受けての今回の給付金事務。これに係るものにつきましては給付金事業の事務補助金の対象とするということになってございます。

3として、給付対象及び受給権者でありますが、給付対象は基準日において、只見町の住民基本台帳に記録されている者。様々な届け出の関係がありますので、そういったことを記載してございます。受給権者は、(2) でありますけれども、その者の属する世帯の世帯主。世帯ごとに給付をさせていただくという内容になります。基準日でありますけれども、全国で統一的に定める。令和2年4月27日ということでございます。

裏ページをご覧いただきたいと思います。給付額は世帯構成員1人につき10万円として 算出される額。

申請方法等でありますけれども、方式は国によって定められてございます。申請の方法でありますけれども、基本的には三密を避けるということがございますので、郵送申請方式。これが基本。そしてさらにはマイナンバーカードをお持ちの方でのオンライン申請。さらには、これが適わない方にはやむを得ず、窓口での申請の受付ということになってございます。

受付、給付の開始日でありますけれども、なるべく早急にということでありまして、その 期限は郵送申請方式の受付開始から3ヶ月以内ということになってございます。

給付の決定は町がする。

そして、給付につきましては、基本的に、3ページでありますけれども、申請者の銀行口 座への振込。しかしながら、口座がないなど、真にやむを得ない場合に限りまして窓口にお いての給付を行うということになってございます。

これが国のスキームであります。

戻っていただいて、一番表のペーパーであります。右方に令和2年4月30日現在とある ものであります。 只見町がこれに基づいて定めたものでございます。只見町特別定額給付金事業の実施についてということで、目的については国と同様の目的であります。

対象者及び受給権者。令和2年4月27日において、只見町の住民基本台帳に記録されている者。受給権者はその者の属する世帯の世帯主ということで、世帯ごとでの交付ということであります。

3としまして、給付額でありますけれども、給付対象者1人につき10万円。世帯員分。 世帯人数掛ける10万円を世帯主の口座に振り込みをさせていただくことが基本ということ であります。

只見町での給付申請受付期間。これ予定であります。本日の予算議決あるいは国の国会での予算成立を待ちまして、申請書の郵送事務に取り掛かる準備がございます。スムーズにいきますと、明日、皆様方のお手元にお届けをできればしたいということで準備を進めてまいりました。受付の期間は連休になりますので、連休明けの5月7日から3月後の8月6日を想定してございます。3月ということであります。

申請書の配布及び給付の方法でありますけれども、申請書の配布は住民基本台帳の記録に 基づきまして、各世帯に対して案内文書、申請書を郵送します。この送付は5月1日を予定 しておりますということで先ほど申し上げました。申請の方法でありますけれども、感染拡 大防止の観点から、①・②が基本ということであります。①が郵送申請方式でありまして、 町からお送りを差し上げた申請書。これに必要事項記入をいただいて、振込口座の確認書類、 そして本人確認の書類の写しとともに同封してあります返信用の封筒、町充ての返信封筒同 封しますので、それにおいて郵送いただきたいということであります。やむを得ず、窓口に おいて申請書持参される場合には本人確認を行いまして、受付をさせていただくという準備 をしてございます。その際には感染拡大の防止を徹底するということであります。裏をご覧 いただきたいと思います。オンライン申請ですけれども、これはマイナンバーカード持って らっしゃる方のみということになります。これにつきましては電子申請の準備整い次第、町 ホームページで、おしらせばんでお知らせをしたいということであります。給付金の給付は 受給権者の口座に振込をさせていただきたいと思います。申請受付の窓口ですけれども、先 ほど申し上げましたように郵送及びオンラインによる申請原則ですけれども、どうしてもわ からないんだ、あるいはコピーの機械がない。なので写しを取ってもらいたいということで 持参される方につきましては、窓口としてこの役場町下庁舎の1階の総合案内窓口。そして、

駅前庁舎の町民生活課。あるいは保健福祉センター、あさひヶ丘の保健福祉課の窓口。そして、只見・朝日・明和の3振興センターの窓口を想定してございます。開庁の時間は通常の執務時間、平日の午前8時半から午後の5時15分となっております。ここに記載がありますけれども、申請書類のコピー等々、必要な方、原本をお持ちでコピーとってくれという方には窓口で対応させていただきたいと思います。今回の定額給付金に係るものに限り無料でこちらでコピーを差し上げたいということで準備をしてございます。

給付の時期でありますが、現在の予定であります。第1回の給付開始日、令和2年5月13ということで準備をしてございます。明日発送をしまして、連休明けに申請書届きます。口座確認、振込の処理をしまして出納を通しまして、最短で13。できれば12も考えましたけれども、13ということで進めていきたいと思っております。以後でありますけれども、原則、1週間分まとめまして、月曜日ぐらいにとりまとめをする。そして、その週の金曜日に皆様方の口座へ振込ということであります。

予算につきましては10分の10が国の補助で賄うということになります。

お知らせについては、おしらせばんの掲載、町ホームページへの掲載で行ってまいります。 担当部署としましては、町の新型コロナウイルス対策本部の総合窓口で対応させていただ きます。

こういった概要であります。

長くなってすみません。それでは予算の説明に入らせていただきたいと思います。

予算書1ページをご覧いただきたいと思います。

今回の予算でありますけれども、歳入としまして繰入金で4億2,500万円想定をして ございます。

2ページをご覧をいただきたいと思います。今回の給付金に係る予算、総務費の総務管理 費で対応させていただきたいということであります。4億2,500万であります。

事項別明細書の5ページをご覧をいただきたいと思います。歳入であります。今回の歳入、 先ほど申し上げましたように、基金繰入金4億2,500万円。財政調整基金で予算編成を させていただきました。冒頭申し上げましたように、現在、国会で審議中でありまして、昨 日、衆議院本会議が通ったということでありますが、本日午後に参議院本会議での審議の想 定がなされております。そこで決定の後には国の補助金に振り替えさせていただく補正予算 を次回以降に組まさせていただきたいと思っております。今回は議案送付の時期で、まだ予 算の決定ございませんでしたので、こういった予算措置を対応させていただいてございます。 6ページをご覧をいただきたいと思います。今回、総務費、総務管理費。目は一般管理費 での予算化であります。報酬の1から17の備品購入費までは、今回の国の事務費を想定し た予算立てでございます。会計年度任用職員の臨時的な雇用に伴います報酬。そして、職員 の時間外勤務手当。あとは会計年度任用職員の通勤費。さらには今回の郵送等々に係ります 封筒とか、様々、諸消耗品の予算50万。役務費としまして郵送を基本とするということで 郵券代。そして、手数料としまして銀行への振込みの手数料、想定してございます。備品購 入費としまして今回の対応のために諸備品、必要となりますので、そういったものの予算化 でございます。今回、総額で500万円、事務費として想定をさせていただきました。今現 在の試算ですと、国の事務費の総額は上限でありますけれども、1千2百数十万円というこ とになろうかと想定してございます。これにつきましても、次回以降の補正予算において、 国の財源、最大限活かせるように予算編成をさせていただきたいと思ってございます。続き まして、18の負担金、補助及び交付金4億2,000万円でございます。4月27日現在 の住民登録の人口4,197人でございました。しかしながら、27より後に出生の届けが あるか、27より前に転任しましたよという届出がある想定があります。3人分ほど、ここ で多く見積もってはございます。こういった今回の4億2,500万円の補正予算でござい ます。

7ページ以降、給与費明細になってございますのでご覧をいただきたいと思います。 長くなって申し訳ありません。以上、ご説明を差し上げました。よろしくお願いします。 ○議長(大塚純一郎君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、山岸国夫君。

○8番(山岸国夫君) 給付を速やかに行うということで、先ほど説明のありました文書のほうで、特に24日の全協の中でもありましたけど、裏面で身分証明書あるいは通帳の写し。 これまでに町の口座引き落としとか、それぞれの税務署などからの還付金など含めて、この 貯金の通帳の写しとか、そういうものはないんですよね。事務手続き上。で、先ほど無料で 窓口では対応するというふうなお話でしたけれども、年配者にとってはコピー機、自宅でも 持っていない。車も持ってないという方への対応では、そういうのはいらないんじゃないか

と。簡略するうえでね。本人、ちゃんと口座振込のところ、本人名義で届出すれば、明らかなわけなんで、その辺の簡略化についてはどう考えるのか。先ほどの資料の中で国からの事業案の文書ありました。これは、通知なのか。事務連絡的な文書なのか。その辺含めてですね、事務連絡であれば、全て、これに従う必要ないわけで、そういう点では町独自にね、お年寄りなどへの対応も含めて検討する必要があるんじゃないかと思うんですが、それが1点。それから、歳出の6ページの、補正予算の6ページのほうで、1の報酬の会計年度任用職員報酬50万とありますけれど、これは何名ぐらい、臨時的に雇用されるのか。

それから、3の職員手当200万円ですけど、これについては何人で、大体どのぐらいの 超勤になるのか。時間数。その辺も、概算でわかればお答え願いたいと思います。

以上です。

- ○議長(大塚純一郎君) 総務課長。
- ○総務課長(新國元久君) まず1点目の、速やかに給付のためにというご指摘であります。 これにつきましては、まず1点目で申し上げますが、ご説明を差し上げた資料。これ、事務 的な連絡とはなっておりますが、国がこれに基づいた、すみません、逆ですね。国が指針を 作っております。法律で定めたものがございまして、それをまとめたものが事務連絡であり まして、そのとおりに書いてありますので、これは遵守をしたいというふうに考えてござい ます。

そして、給付についての口座であります。ご説明が丁寧でなくて申し訳ありませんでした。その方が町税、町の税金あるいは水道等々の使用料。これを引き落としをしている口座であれば、口座の写しは必要ないということにさせていただいてございます。それにつきましては申請書の用紙にチェックをする欄がありまして、ご自分の口座ということが原則でございます。納入義務者は自分なんだけれども、息子さんの口座から落ちているよとか、誰かの、配偶者の口座から落ちているよといったような場合には、これ、申し訳ないです。だめなんですけれども、ご本人がお納めの口座であれば、それは口座の写しは必要ないということになります。併せまして、証明書必要ないんでないかということでありましたが、それをこう、しっかり確認をさせていただかないと、振込において齟齬が生じる可能性があります。記載の間違いとかありまして、申請したんだけど、いつまでも入らないとか、そういったことがないように、できるだけ速やかな給付のために、やはりこういった確認書類をいただくということになってございますので、その辺はご理解をお願いをしたいと思います。なるべく簡

便にはさせていただきたいというふうには思ってございます。

続きまして、会計年度任用職員、今現在1名の臨時的な雇用を想定してございます。しかしながら、国の事務費の基準等々が順次示されてまいりますので、それによりましては、財源の振替等々でほかの方々、新規の雇用ではありません。財源等々での予算化をさせていただく場合はあるんだろうというふうに思っておりましたので、お含みおきをいただければと思います。

時間外勤務手当であります。これは既にあの、明日、皆様方のお手元に届くようにということで諸準備進めてまいりました。それによっての執行等々がございまして、既に、そうですね、一人当たり、数十時間、2・30時間の発生がある職員もおりますし、50時間程度の発生の職員も現実にはおります。そういったことで詳細な積み上げはしてございません。後程あの、また組み換えの折にはもう一度、積算のし直しをさせていただきますが、そういったことで今現在、多い職員で4・50時間あるいは少ない職員でも20時間程度、総務課の職員で今現在超勤は発生をしてございます。そういった実態でありますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

- ○議長(大塚純一郎君) よろしいですか。8番、山岸国夫君。
- 〇8番(山岸国夫君) 6ページに関連して、先ほど短い職員で2・30時間。で、長い職員で4・50時間と。これは1週間ということですか。期間はどのぐらいになりますでしょうか。
- ○議長(大塚純一郎君) 総務課長。
- ○総務課長(新國元久君) 20日に閣議決定がありまして、その折から実は内々で諸準備を しておりました。約10日程度ということで今現在思っております。休日の出勤もございま したので、お含みをいただければと思います。
- ○議長(大塚純一郎君) よろしいですか。 ほかにございませんか。
 - 11番、鈴木好行君。
- ○11番(鈴木好行君) 国の予算成立を待たずして、早々と手を打たれたこと。これは良かったなと思っています。それからあの、1点、この交付金に関して、山岸さんと同じような質問になるのかもしれないですけども、お一人で手続きできない方、なかなか困難な方いら

っしゃると思います。そういった方への措置をどういうふうにお考えであるのかなというふうなところと、それからあと、安倍さんのマスクよりもはるかに効率よく、一人当たり50枚のマスクを配られるというふうなお話も伺いました。そういった形で、この間、4月27日の毎日新聞ですか、それに載っていたと思うんですけれども、そういった形でマスク。これはあの、1回だけなのでしょうか。今後も継続してお考えなのでしょうか。ちょっと関連項目なので質問させていただきたいと思いますが、いかがですか。

- ○議長(大塚純一郎君) 誰が答弁なさいますか。総務課長。
- ○総務課長(新國元久君) たしかにあの、お一人で申請が困難な方はいらっしゃるだろうなというふうに想像はします。まだ具体的にお願いを差し上げたという段階ではありませんが、内部では民生委員さんのご協力を、多大なご協力をお願いをせざるを得ないのかなというふうには思っておりました。今回、3月という申請期間がございますので、申請の進捗によりまして、途中、何度か広報あるいはあの、場合によっては郵便によるお声かけをさせていただくようになろうかと思います。そういった折に、必要な措置、改めましてまた検討させていただくようになろうかと思います。よろしくお願いをしたいと思います。

マスクにつきましては、今後の非常事態宣言の期間の延長あるいは物流の関係等々勘案しながら検討させていただくようになろうと思いますが、今現在、明確にする・しないと言える段階ではございませんので、その辺はご理解をお願いしたいと思います。

- ○議長(大塚純一郎君) 11番、鈴木好行君。
- ○11番(鈴木好行君) 今回のコロナウイルスに関連してなんですけれども、結局、医療に関わる問題と、経済に関わる問題と、大きな問題が二つあると思います。医療に関わるほうとしては予防対策ですよね。で、只見から感染者ゼロという形で収束を迎えることができるかもしれません。だけど、経済に関してはもう既にあの、悪影響が当町にも及んでおります。是非そうした対策を今後続けていかないと、本当にあの、コロナ患者はゼロだったけれども、倒産する企業が何社か、営業を辞められる事業者が何社か、そういった形で想定されますので、是非その辺はお願いしたい。

それから、せっかくあの、各世帯に50枚ずつ配るマスク、手配できたのなら、今後ともですね、個人的になかなかマスクが手に入らない状況、若干、緩和はされているようですけれども、そういった状態が続くのであれば、せっかくそういった手づるをお持ちなんでしょ

うから、是非ともそういったところをですね、継続していただいて、私、ある程度、希望される方、有償でも良いと思うんですよ。はるかにこちらのほうが安いですから。市場で出回っているマスクよりは。ですから、そういったところでですね、ご希望の方にはお譲りできますよ、確保しておきましたよぐらいの、ところで是非、そういった対策を進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

- ○議長(大塚純一郎君) 菅家町長。
- ○町長(菅家三雄君) 今回あの、予算措置やなんかでお願いしております。それとマスクもそうですが、あくまでも一つの連休を目途とした中での対策というふうにご理解をひとついただきたいというふうに思っております。ということは国もそうです。5月6日というひとつの中での、その連休の中での人の移動をある程度抑える。そういった中での対応ということで、今回のマスクもそうです。その連休の中で、町民の皆さんの中でマスクが非常に今入りにくいということがあります。そういった中の対応というふうに捉えております。そしてあの、経済のほうもそうです。今いろんな形で調査をさせていただいておりますが、町としてできることということは、当面、まず10万円を早く出して、それから商品券といいますか、町内の購買を上げるための商品券を1日に発行するという、そういった、若干、小手先的なところはあるんですが、そういった中での経済の動きを今やらせていただいております。それで、ただ、連休を過ぎた段階でもそうですが、町内にもいろんな形のコロナの影響は出てくると思います。そういったものにつきましては丁寧に関係機関と連携を取りながら、実態を調べさせていただいて、どのようにしたら一番良い策が取れるか。そういったものを検討していきたいというふうに思っております。

それとマスク等につきましても、この後の、先ほど総務課長が申し上げました物流の関係。 それと単価ですか、そういったところ、マスクについては外国のほうから相当入り始めたようですが、そういった動向を見ながら対処のほうについては検討していきたいというふうに思います。ただあの、マスクについて、公的機関のところ、これにつきましては決して不足のないようなことは優先的にやらさせていただいて、町民の皆さんにつきましては、その状況を確認しながら対応させていただきたいと思います。その時につきましては、予算を当然伴いますので、そういった中で議会の皆様のご理解をいただきながら対応していきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長(大塚純一郎君) よろしいですか。

ほかに。

1番、佐藤孝義君。

- ○1番(佐藤孝義君) この定額給付金は、一つだけ聞きたいんですけど、非課税なのか。税金の対象になるのか。申告の時。その1点だけ、ちょっとお聞きしておきたいなというふうに思います。世帯主にまとめて、世帯分、1回にバッときますよね。そういう場合の扱い。どのようになるのか。ちょっとその点だけ聞きたい。
- ○議長(大塚純一郎君) 総務課長。
- ○総務課長(新國元久君) 国から今現在、明確に示されているものが読み取れない状況では ありましたが、過去のこういった給付金等々と兼ね併せまして、非課税であるというふうに 想定はしてございます。変化があった場合には早急にお知らせを差し上げたいと思います。 現時点では非課税の想定でございます。
- ○議長(大塚純一郎君) よろしいですか。 ほかにございませんか。 5番、小沼信孝君。
- ○5番(小沼信孝君) 1点だけなんですが、受給者が世帯主ということで、口座等は世帯主 の口座でないとだめだという、さっき説明だったような気がしますが、やはりあの、そうし てもらいたくないという、たぶん意見、世帯主では困るという話がたぶん、これ、日本中で みんな出ている現状ありますので、その辺の対応をちょっとお聞かせ願いたいと思います。
- ○議長(大塚純一郎君) 総務課長。
- ○総務課長(新國元久君) おっしゃるように、たぶん実態としては、親子一緒等々があって、分けてもらいたいとか、別にしてもらいたいというものがあるんだろうなという想像はしてございます。しかしながら、今現在、国から示されておりますスキームがこういったことで、世帯分をまとめて世帯主ということでまいっております。 国も急ぎで計画をいただいた給付金でありますので、今後そういった部分につきましても何らの事情変更、情報があろうかと思います。 アンテナを高くしまして、そういった情報をつかみまして、まいった場合には速やかにお知らせを差し上げるようにしたいと思います。
- ○議長(大塚純一郎君) 5番、小沼信孝君。
- ○5番(小沼信孝君) 是非、申請者がわかりづらかったり、もらえないでしまったということがないように、その辺はしっかりとわかりやすい説明で対応していただきたいと思います。

- ○議長(大塚純一郎君) 総務課長。
- ○総務課長(新國元久君) その辺はあの、再度の広報なり、あるいは2回目の郵便でのご案 内なりを時期を見て差し上げるようにしたいということで準備をしてまいります。
- ○議長(大塚純一郎君) ほかにございませんか。 8番、山岸国夫君。
- ○8番(山岸国夫君) 一番最初に質問いたしました、その国のね、方針との関係なんですが、 先ほどの答弁だと、法令に基づいて国は指示文書なり出していると。しかし、この町の、町 民の実態含めてね、先ほども言いましたように簡略化して対応を、特にお年寄りなどですね、 大変な人もいるわけで、そういう点ではこの国の通知そのものが、法的拘束力を持つのか。 あるいは事務連絡でこのようにしたほうが良いというのか。自治体で、その内容によっては 独自に判断できる部分もあると思うんですよね。国からの通知や連絡文書全てが従わなくち ゃいけないということではないと思うんです。地方自治のあり方はやはり、町が主体ですか ら、そこも含めて、その国の方針がどこまで強制力持っているのか。あくまでも案であるの か。その辺も見極めながら、やっぱり町民の負担軽減ということを念頭に置いて是非、この 手続きのほうの簡略化をお願いしたいというふうに思います。
- ○議長(大塚純一郎君) 総務課長。
- ○総務課長(新國元久君) まったくあの、町民の方々の利便性あるいはあの、一人の方も漏れないように受給をいただくということに関しては大変貴重なご意見をちょうだいしたというふうに思っております。国が10分の10全て経費負担をするという事業でありますので、実績の報告等々には様々なものの添付が想定されます。つきましては、ただ今ちょうだいしたご意見を基に、今後、県を通じまして、国等へのそういった、町村でどこまで簡略化していいのか等々も含めまして申し立てはしていく予定はございますが、今現在こういったことで国のスキームでまいっております。ご理解いただきたいと思います。しかしながら、おっしゃること、まったくそのとおりでありますので、今後、意見としては出していきたいと思います。よろしくお願いします。
- ○議長(大塚純一郎君) ほかにございませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第59号 令和2年度只見町一般会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決する にご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) 異議なしと認めます。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。



◎議案第60号の上程、説明、質疑、採決

○議長(大塚純一郎君) 日程第6、議案第60号 令和2年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

朝日診療所事務長。

○朝日診療所事務長(増田 功君) 議案第60号 令和2年度只見町国民健康保険施設特別 会計補正予算(第1号)でございます。

歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,300 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億300万円とする。

1ページをご覧ください。歳入、繰入金でございます。1,300万円を補正いたします。 2ページをご覧ください。歳出でございます。診療所費につきましては総務費107万3,

000円。医業費1,286万7,000円。予備費マイナス94万円で調整をさせていた だいております。

5ページをご覧いただきたいと思います。歳入でございます。1,300万、基金繰入金につきましては国民健康保険診療所運営基金の繰入金でございます。

6ページをご覧ください。歳出となります。

診療所費、総務費、医師住宅費でございます。こちらのほう、看護師の出向職員に係る経費でございます。住宅に看護師の、出向しております看護師の住宅に関わる費用でございまして、事業費につきましては光熱水費。役務費につきましては火災保険料。使用料及び賃借料につきましてはテレビ、農集排。そして、借上住宅の賃借料となってございます。補正額は107万3,000円でございます。

続きまして、医業費。目の1、医科管理費でございます。報酬につきましては7154, 000円。医師の、応援医師の送迎に関わる運転手に係る報酬でございます。旅費につきましては運転手に関わる費用弁償。そして医師の、応援医師の旅費に関わるものでございます。 14058, 000円でございます。 需用費につきましては燃料費 365 万円。 委託料につきましては応援医師の委託料でございます。 当初で1, 524 万円をとっておりますが、見込みでさらに 300 万余り必要ということで計上させてもらってございます。

7ページをご覧いただきたいと思います。18負担金、補助金及び交付金でございます。 看護師の、看護職員の出向負担金695万3,000円でございます。

下にいきまして予備費で調整をさせていただいてございます。

8ページ以降は給与費明細でございます。

これに関わる、今年度、ここの補正に関わる増減が記載されてございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(大塚純一郎君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、山岸国夫君。

- ○8番(山岸国夫君) 6ページ、節の13、使用料及び賃借料なんですが、この借上住宅賃貸料というのは長浜でよろしいんですか。
- ○議長(大塚純一郎君) 朝日診療所事務長。
- ○朝日診療所事務長(増田 功君) はい。長浜でございます。
- ○議長(大塚純一郎君) 8番、山岸国夫君。
- ○8番(山岸国夫君) そうしますとね、これ、年間にすると68万4,000円ということ だろうと思うんですが、12ヶ月で割ると5万7,000円になるんですね。それで、以前

に只見町借上住宅の新規借上げについてが、3月12日、説明ありました。この中では農林建設課のほうで住居費で借上げということで、月額経費が6万8,000円になってます。で、個人の、これは最低が3万4,000円から最高で5万1,000円ということになっていて、その時の町長の答弁の中身では、たしかあの、医師、看護師の住宅に充てるということで、当分、一般公募はしないというふうな扱いだったと思うんですね。そうしますと、この農林建設課の会計の中での借上住宅予算組まれていたと思うんです。それと今回のこの診療所での家賃計上との、これとの関係ですね、その辺どうなるかということでの答弁お願いします。

- ○議長(大塚純一郎君) 朝日診療所事務長。
- ○朝日診療所事務長(増田 功君) 借上料につきましては、診療所の看護師1名分の借上料でございまして、そのほか全体の借上げの分については…

単価の話ですか。その長浜住宅を、そのものを借上げする経費についてはどこで計上されているかということでございますか。

- ○議長(大塚純一郎君) 8番、山岸国夫君。
- ○8番(山岸国夫君) 説明が悪くて申し訳ありません。質問が。3月の当初予算の中では、農林建設課の借上住宅の予算組まれてました。で、その中で私は長浜の住宅も4戸について計上されているというふうに思っているんですが、そうしますとね、例えば1戸あたり6万8,000円で借りると。4戸で計算して、それが3月の予算書の中には借上住宅費用として算入されていると。それで今回、こういう形で、看護師一人当たりということで68万4,000円、月額にすれば5万7,000円。で、当然その、町で1戸あたり6万8,000円ということで月額借りてるわけですよね。それはもう当初予算に入っているというふうに私は思っているんですけど。そうすると、改めて町が借りていて予算化されていると。それなのにまた診療所の経費では支出予算としてこれが出てくるということになると、町の会計の中、特別会計と一般会計との兼ね合いが出てきますよね。これ、診療所会計で支出として計上するんであれば、一般会計の中に繰入しなきゃいけないという問題も出てくるんじゃないですか。で、その辺の関係がどんなふうになるのか。それで、この68万4,000円というのが先ほど私、月額、12で割ると5万7,000円ということなんですけど、入居者の家賃について町の農林建設課の出している素案では最低で3万4,000円。で、最高で5万1,000円となっているんですよね。そうするとこの数字の根拠が、これ5万7,0

00円、月々ね、そうすると入居者の負担額と診療所のこの会計の支出金額も違ってくると。 だから、一般会計とこの特別会計のあり方。それとこの基準の金額の違い。この2点ですね。 そこをわかりやすく説明お願いします。

- ○議長(大塚純一郎君) 朝日診療所事務長。
- ○朝日診療所事務長(増田 功君) まず、それではあの、この内訳でございますが、賃料といたしましては5万1,000円の住宅の賃料を想定してございます。そして、そのほかに共益金が4,000円ございます。それが12ヶ月。そして駐車場がまた4,000円ございまして、駐車場は雪の、車庫がありませんので雪のことを考えまして、前半と後半で6ヶ月交代で職員が替わるので、後半の職員につきましては屋根つきのところに移動するということで、駐車場代につきましてはとってございません。ですので、それらを合計しますと68万4,000円になります。

もう1点ですけども、じゃあ、そのお金を看護師さんが本来払う、入居している人が払う んですけども、出向という形ですので診療所が立て替えといいますか、代わりに賃料として 町に納入するという形でございます。

- ○議長(大塚純一郎君) 今の説明で良いですか。 まとめで、ちょっと、もうちょっとわかりやすく。 総務課長。
- ○総務課長(新國元久君) 賃料につきましては、今ほど事務長、説明差し上げたとおりでありますが、基本的には診療所の今回の特会で予算化をさせていただきましたものは、入居者が本来負担すべきもの。これにつきまして出向の協定の中で町が負担するというふうにございましたので、その分を診療所ではまず予算化をさせていただいたということであります。その内訳が今ほど事務長申し上げましたように、住宅使用料1ヶ月5万1,000円。そして、共益費4,000円の12月。5万1,000円も12月であります。あと駐車場につきましては半年間使うけど、半年間は使わないと。診療所の人は使うということで4,000円の6月。これが積算の基礎でありまして、それで合計額が68万4,000円となるということであります。これが今回の診療所特会の住宅関連の予算の積算の基礎であります。そのほかでありますが、これを今度、一般会計で借上住宅管理をしてございます。その中では貸主への支払い等々を予算化を既にさせていただいております。これはあの、4戸分借上げる分を含めまして予算化ということでなってございます。歳入はそれぞれ、今の診療所

から納めていただく分等々が歳入となるわけでありますけれども、残りの3戸につきましては今現在入っておりませんので、最終的には一般会計で差額は負担といいますか、相殺といいますか、みていくということになろうかと思いますが、今後、そこの住宅がさらに医療関係者での使用が増えれば、それが一般会計の歳入になるということでありまして、今回、繰り返しになりますが、国保の診療所施設、朝日診療所の予算で組まさせていただきましたものは出向協定に基づく出向者の費用負担。この部分を想定をさせていただいたということであります。細かい話になりますけれども、住宅使用料は町に入れていただくようになりますが、そのほかの共益費等々は貸主のほうへのお支払いということにはなろうかと思います。よろしくお願いをいたします。

○議長(大塚純一郎君) よろしいですか。

ほかにございませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第60号 令和2年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) 異議なしと認めます。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。



◎専決処分の承認を求めることについて

○議長(大塚純一郎君) 日程第7、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

それでは、専決第2号 只見町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、担当課長より説明を求めます。

保健福祉課長。

- ○保健福祉課長(増田栄助君) 説明の前に、資料の配付を許可いただきたいと思います。
- ○議長(大塚純一郎君) はい、資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長(大塚純一郎君) 保健福祉課長。

裏面をご覧いただきたいと思います。

○保健福祉課長(増田栄助君) それでは、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定によりまして、別紙の専決第2号を専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求めるものでございます。

専決題2号 只見町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例ということで、今ほどお配りした資料と一緒にご覧いただきたいと思います。

条例改正の内容でございますが、第2条第7号に次の1号を加えるということで、広域連合条例附則第1条の2の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付というものを加えるものでございます。改正及び専決の理由としましては、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に対しまして、傷病手当を支給する為、福島県後期高齢者医療広域連合広域高齢者医療に関する条例の一部改正を4月27日に専決処分されまして、同日施行されたところでございます。この傷病手当の申請の受付につきましては町が行うということでございますので、町の条例に傷病手当の支給に関する申請書の提出の受付を加える必要があることから、広域連合の条例施行と同日である4月27日に専決処分を行い、同日施行させていただいたものです。後期高齢者医療制度における傷病手当につきましては、対象者は被用者、給与収入者である被保険者の中で新型コロナウイルス感染症に感染した者または疑いのある、発熱等の症状があって、勤務なりできなかった場合ということになってございます。尚、濃厚接触者であることで仕事に就けなかった場合には対象外とされておるところでございます。支給要件につきましては、仕事に就くことができなくなった日から起算して3日を経過した日

から仕事に就くことができなかった期間ということで、3日以上、4日目からということになってございます。支給額につきましては3ヶ月間の給与の平均の3分の2に支給されなかった日数を掛けたものとなります。尚、1日あたりの支給限度額につきましては3万887円とされているところでございます。適用につきましては、令和2年の1月1日から、当面、9月30日までということにされてございます。入院が続く場合には最長1年6月までは支給対象となるということでございました。

先日の全協の中でもご質問いただきました対象人数になりますけども、今現在、被保険者数が1,258名いらっしゃいますが、その中で給与収入のある方については190名いらっしゃるということでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長(大塚純一郎君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長(大塚純一郎君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

承認代1号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長(大塚純一郎君) 異議なしと認めます。

よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。



◎散会の宣告

○議長(大塚純一郎君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労様でした。

(午前11時21分)